

## 富山県外国人介護人材受入支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定により、富山県外国人介護人材受入支援事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象)

第2条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 介護事業所等が行う日本語学習支援事業

外国人介護人材を受入れる（予定を含む）県内の介護事業所等において、外国人介護人材の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境を整備する事業。

(2) 複数法人による集合研修開催支援事業

県内の民間団体において、外国人介護人材の介護技能を向上するための集合研修を行うことにより、外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう支援する事業。

### (補助金の交付)

第3条 知事は、外国人介護人材の受入れ環境整備を支援し、外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにするため、介護事業所等が行う日本語学習支援事業及び複数法人による集合研修開催支援事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (交付の対象者等)

第4条 補助金の交付の対象者、対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定により補助金交付申請書（様式第1号の1又は様式第1号の2）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理することとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業の対象経費を重複して国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。
- (6) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助金と当該事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、当該支出について証拠書類を整備して、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(軽微な変更)

第7条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容を変更すること。
- (2) 事業費の20%以上の変更をすること。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第2号の1又は様式第2号の2に係る書類を添えて、補助事業完了の日から1月以内又は補助事業実施年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助事業者は、規則第13条に規定する額の確定後、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第3号の1又は様式第3号の2)を知事に提出して行うものとする。

る。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 10 条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに報告しなければならない。

2 知事は、補助事業者から前項の報告があった場合は、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、富山県外国人介護人材受入支援事業費補助金の交付に関し必要な事項は別に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年度分の補助金から適用する。